

## 第8回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○事務局等から資料説明。その後意見交換。

(ガイドラインについて)

- ・このようなガイドラインがとりまとめられたことは、この問題の解決のための第一歩となる。
- ・特に民間の事業者にとっての所有者探索の際の問題点として、ノウハウがないこと、探索にコストがかかること、行政データの活用が出来ないという3点が挙げられる。このうち、ノウハウについて、ガイドラインで非常に使いやすくまとめられていると思う。
- ・社会的な状況を鑑みると、行為能力に制限のある方と行政とのコミュニケーション等が難しい場面が、現にあるし、将来的にも増えていく可能性がある。今後ガイドラインを改訂していく際に留意すべき点である。

(最終とりまとめについて)

- ・固定資産税情報の提供というのは、森林部局において重要なことである。地方税法上の秘密に当たり、提供が難しいのは承知しているが、今後も検討を重ねてほしい。
- ・「4 今後に向けて」に、「国土政策や土地制度のあり方について提示するなど、長期的な視点からのあるべき政策論が期待される」という一文を入れたことを評価する。

以上の議論の結果、ガイドライン（案）及び最終とりまとめ（案）は、委員長一任で修正を行った上で公表すること、公表後の技術的な修正は事務局一任とすることについて了承された。

また、現場の実務で活用されるガイドラインを目指して、今後も事例の追加、現場での利用状況を踏まえた継続的な見直し等を行うこと、最終とりまとめで提言した取組についてフォローアップを行い、その改善を図るための体制について、国土交通省で検討することについても、検討会からの提案として了承された。

以上